

バンク逆潮流制限に係る各種規定の改正について

平成24年7月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行等を踏まえ、太陽光発電を初めとした分散型電源の系統連系が増加傾向にあります。このような中、配電用変電所において、当該変電所から供給している電気の量を当該変電所に流れてくる太陽光発電の電気の量が上回る事態（バンクの逆潮流）が発生しうるケースが増えています。

従来、①「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（以下、単に「ガイドライン」という。）では、電力品質に悪影響を及ぼす可能性があること、及び②「電気設備の技術基準の解釈」（以下、「電技の解釈」という。）では、保安上の問題が発生する可能性があることから、こうしたバンクの逆潮流が起こることを認めていませんでした。

しかし、バンクの逆潮流を制限したままでは、太陽光発電の導入拡大に支障を来すことから、今般、改めて技術的検証を行った結果、バンクの逆潮流が発生しうる場合であっても、①電圧を適正に管理するための装置を設置する等の対策を行うことで、電力品質の確保上の問題は生じないこと、及び②配電用変電所に保護装置を施設する等の対策を行うことで、保安上の問題は生じないことが確認されました。

このため、パブリックコメント手続きを経て、5月31日、上記のような対策を行った場合にはバンクの逆潮流を認めることとするガイドライン及び電技の解釈の改正を行いました（以下のURL参照）。

詳細は、以下のリンク先にある各担当課までお問い合わせ下さい。

「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（改正後）」

http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/rule/keito_guideline.pdf

【パブリックコメントに関する意見概要及び回答】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620113011&Mode=2>

「電気設備の技術基準の解釈の一部改正（バンク逆潮流制限に係わる規定）について」

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/05/250531-1.html